

旧民宿キャンプ村施設 仕様書

1. 財産（施設等）の概要

（１）所在地：宮古島市伊良部字国仲 969 番地

（２）敷地面積：26,109 m²

（３）施設の内容

- ① 管理棟 145 m² ※管理棟の前左右に 5 人用 2 棟が連結する。
- ② コテージ 275 m² ※上記含む 7 棟（2 人用 3 棟・5 人用 2 棟）
- ③ キャンプヤードほか多目的用地等 25,689 m²

2. 管理運営方針

- ① 利用者の安全を第一に、公正、公平な利用を確保すること。
- ② 利用者が利用しやすいように努めること。
- ③ 障害者や高齢者の利用に、特に配慮すること。
- ④ 効率的な運営を行うと共に「常に連絡」が取れるようにすること。
- ⑤ 個人情報の保護を徹底すること。
- ⑥ 常に善良な管理運営者の責任を持って、管理運営にあたること。
- ⑦ その他、関連法令等を遵守すること。

3. 職員配置等の業務

- （１）施設の管理運営に従事する「職員を 1 名以上」常に配置すること。
- （２）職員の勤務形態は、施設の管理運営に支障が無いようにすること。
- （３）職員に対しては、管理運営に必要な「教育・研修」を行うこと。

4. 施設の管理業務

- （１）出入口及び窓の錠、施錠を行うこと。
- （２）たばこの吸殻の後始末を点検すること。
- （３）電気器具及びガス器具の元栓を点検すること。
- （４）施設内で火災や事故等が発生した場合や急病人が出た場合は、人命の救助を最優先に適切な対応を行うこと。
- （５）避難経路を常に確保すること。
- （６）施設が破損した場合は賃借人の負担で「修繕及び工事」を行うこと。
- （７）施設内の巡回を行い、防犯等に努めること。
- （８）床面や便所等の清掃は随時行い、常に清潔感を保持すること。
- （９）手洗い用消毒液及びトイレトペーパーは常に補充すること。

- (10) 芝、植栽等への散水や剪定等は、状況を見ながら随時行うこと。
- (11) 気象情報や周辺の変化を把握し、適切な対策を行うと共に利用者に対し、注意を喚起すること。
- (12) 台風等の災害発生後は、直ちに被害状況の確認を行い、市長に報告すること。
- (13) 利用者の所持品の紛失や盗難防止への注意を喚起すること。
- (14) 遺失物の管理を行うこと。
- (15) 施設の管理に関し、市長が必要とする資料の提出を求めた場合は、その都度、協力して報告すること。

5. 設備等の管理業務

- (1) 電気設備一式の点検及び性能を維持すること。
- (2) 空調設備一式の点検及び性能を維持すること。
- (3) 給排水衛生設備一式の点検及び性能を維持すること。
- (4) 消防用設備点検への協力を行うとともに、性能を維持すること。
- (5) 火災、盗難、ガス警報装置一式の点検を随時行うこと。

6. 施設の管理運営業務

- (1) 宮古島市が貸付する施設は別添のとおりとする。
- (2) 貸付された施設が破損する等の不具合が生じた場合は、賃借人の負担で修繕等の復旧を行い、破損以前の環境を保つこと。
- (3) 貸与された施設について、日ごろより点検や保守を行い、その性能の維持に努めること。

7. 仕様書等の疑義

この仕様書や、条例・規則等に疑義が生じた場合は、宮古島市長と協議し、その決定に従うこと。

当該施設の航空写真



※施設整備（H12）から25年が経過しております。